

定 款

松本油脂製薬株式会社

第一章 総 則

[商 号]

第 1 条 当社は松本油脂製薬株式会社と称し、英文では、
MATSUMOTO YUSHI-SEIYAKU CO., LTD. と表示する。

[目 的]

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 界面活性剤及びその加工品の製造並びに販売
- (2) 油脂・蠟・鉱物油及びその加工品の製造並びに販売
- (3) 合成高分子化合物及び有機化学薬品の製造並びに販売
- (4) 農芸薬品の製造並びに販売
- (5) 食品添加物・医薬品・医薬部外品・及び香粧品の製造並びに販売
- (6) 劇毒物の製造並びに販売
- (7) 不動産の賃貸・売買・管理・仲介
- (8) 水質及び大気分析・騒音の測定・その他各種分析・試験・測定の受託
- (9) 下記物品のリース業
航空機、船舶、通信機械器具、計測器、荷役運搬機械、建築機械器具、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器、自動車、コンピューター、ワードプロセッサー、家庭用電気機械器具、厨房器具
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

[本店所在地]

第 3 条 当社の本店は大阪府八尾市に置く。

[機関の設置]

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

[公告の方法]

第 5 条 当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第二章 株 式

[発行可能株式総数]

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

[自己の株式の取得]

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

[単元株式数]

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

[株主名簿管理人]

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

[株式取扱規程]

第 10 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

[単元未満株式の権利制限]

第 11 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

[単元未満株式の買増請求]

第 12 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。

第三章 株 主 総 会

[定時株主総会の基準日]

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

[株主総会の招集]

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内、臨時株主総会は必要ある毎に、社長が招集する。

総会の日時及び場所は取締役会において定める。

2. 株主総会の議長は社長がこれに当たる。
3. 社長に支障ある場合は取締役会決議により定めた順序により他の取締役の 1 人がこれに当たる。

[決議の方法]

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

[株主総会参考書類等の電子提供措置]

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

[議決権の代理行使]

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

[株主総会決議事項]

第 18 条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、買収防衛策の導入、更新、改正又は廃止を決議することができる。

2. 前項に定める買収防衛策とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいうものとする。

[対抗措置発動の決定機関]

第 19 条 当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項その他買収防衛策における対抗措置の発動に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第四章 取締役及び取締役会

[定 員]

第 20 条 当会社に 3 名以上 15 名以内の取締役を置く。

[選任の方法]

第 21 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

[任 期]

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

[代表取締役]

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定し、その 1 名を社長とする。

[取締役会の招集通知]

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

[取締役会の決議の省略]

第 25 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

[取締役会規程]

第 26 条 取締役会の運営については、法令又は本定款に別段の定めがあるものを除き、取締役会の決議により定める取締役会規程による。

[相 談 役]

第 27 条 取締役会の推薦による相談役を置くことができる。

[取締役の報酬等]

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

[取締役との責任限定契約]

第 29 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する金額とする。

第五章 監査役及び監査役会

[定 員]

第 30 条 当社は、監査役 3 名以上を置く。

[選任の方法]

第 31 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

[任 期]

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

[常勤監査役]

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

[監査役会の招集通知]

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

[監査役会規程]

第 35 条 監査役会の運営については、法令又は本定款に別段の定めがあるものを除き、監査役会の決議により定める監査役会規程による。

[監査役の報酬等]

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

[監査役との責任限定契約]

第 37 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する金額とする。

第六章 計 算

[事業年度]

第 38 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[剰余金の配当の基準日]

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

[配当金の除斥期間]

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払義務を免れるものとする。

(2025年6月26日 改訂)